

# 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

## 1 市町村の望ましい姿

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方分権改革は新たな、そして確かな一歩を踏み出したところである。分権型社会の構築のため、住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、自己決定・自己責任の原則の下、創意工夫により住民の立場に立った行政を行うことが求められている。

そのためには、今後の市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性が高く、それにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる職員集団を有することが望まれている。

このようなことから、市町村は規模・能力をさらに充実強化し、国や県からの事務や権限の移譲などにより、福祉や教育、まちづくりなどの住民に身近な事務については、原則として市町村自らが処理できる体制とするなど地方分権の担い手として十分な経営基盤を構築する必要がある。

さらに、目指すべき分権型社会においては、住民一人ひとりが主体的に地域づくりに参画していくことが重要である。近年、住民やコミュニティ組織、NPO等の民間セクターによる活動が活発に展開されている中、市町村にはこうした動きに呼応して新しい協働の仕組みを構築するなどして個性豊かな地域づくりを推進していくことが期待されている。

## 2 自主的な市町村の合併の推進の必要性

県では、旧合併特例法の下、少子高齢化の進行や国・地方を通じた厳しい財政状況など市町村を取り巻く環境が大きく変化する中、地方分権の受け皿としてふさわしい市町村となるために、その行財政基盤の強化を図ることを目的として、自主的な市町村合併を推進してきた。

県内各市町村においては市町村合併に向けた積極的な取組みが展開され、その結果、19の市町村が合併を選択して6市町に再編され、県内44市町村が平成18年3月には31市町村になったところである。

しかし、全市町村の3分の1を超える11の町村が人口1万未満であり、その割合は、全国平均と比較して高い状況にある上、県内各地域に広く存在している。これらの小規模町村においては、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するために必要な人員や専門職員の確保が総じて困難であり、また、人口減少率や高齢化率がより高くなる傾向にあることから、財政運営もますます厳しい状況に追い込まれ、行財政基盤の強い市町村と比べて提供できるサービスに格差が生じていくことが懸念される。

また、交通網の発達や情報ネットワークの整備等により、住民の日常生活圏が従来よりも拡大してきていることに伴い、現在の市町村の区域を越えた行政需要が大きくなっている。さらに、住民の環境問題や安全・安心のまちづくりへの意識や関心の高まりなどを背景に、自然環境の保全、国土の保全、水源のかん養等の機能の維持や河川の上流部と下流部とが連携した治水対策などの災害に強いまちづくりが求められているほか、都市部と農山漁村が互いに補完・協力しあう広域的な視点に立った施策が必要となってきた。

このような点を踏まえて基礎自治体としての県内市町村の今後の望ましい姿を展望すると、高度化・多様化する住民のニーズに的確に対応できるよう、市町村の規模・能力の更なる充実強化を図るための市町村合併を引き続き推進していく必要がある。

### 3 合併推進に当たっての本県の役割

県では、これまで旧合併特例法の下、宮崎縣市町村合併推進要綱を策定し、合併のパターンを提示して合併についての議論を促すとともに、市町村合併支援プランに基づき、市町村合併への取組みを様々な角度から支援してきた。

県は、今後も県土の更なる発展のため、市町村を包括する広域自治体として、市町村や住民が自主的・主体的に取り組む市町村合併へ向けた動きに対して、適時適切な助言と支援を行うなど、合併新法の下においても、市町村合併を推進していくこととする。

このような方針の下で、市町村合併に対するそれぞれの地域での真剣な議論を促すため、市町村、議会及び住民、民間団体等に対する的確な情報提供を行うとともに、市町村や地域住民等の自主的な市町村合併に向けた取組みに対し、初期の合併検討段階から合併後のまちづくりを円滑に行うための支援に至るまで、それぞれの段階に応じた効果的な支援を総合的に行っていくこととする。

なお、合併新法においては、知事による合併協議会設置勧告や合併協議推進勧告等の措置が新たに設けられ、県の果たす役割が強化されているが、これらの措置は自主的な市町村の合併の推進という基本的な考え方に則った運用が必要であり、各地域における市町村合併の取組状況や市町村の置かれた状況を十分踏まえながら適切に対処していくこととする。